

## 教員免許更新制の運用について（報告）（案）

中央教育審議会初等中等教育分科会  
教 員 養 成 部 会  
平 成 1 9 年 月 日

## はじめに

第166回通常国会において、教育職員免許法が改正され、平成21年度より教員免許更新制が導入されることとなった。

制度の具体的な運用については、今後、教育職員免許法関係省令（以下「省令」という。）で規定されることとなっているが、当部会では、部会の下に教員免許更新制等ワーキンググループを設置して専門的な調査審議を行い、地方公共団体、大学等の教員養成関係団体、教職員団体等からの意見等も聴きつつ、検討を行ってきた。

このたび、有効期間の更新及び更新講習修了確認の在り方や免許状更新講習の内容等の在り方を中心に、制度の具体的な運用の方針について、以下のとおり結論を得たところである。

## 1．有効期間の更新及び更新講習修了確認の在り方

## （1）免許状更新講習の受講対象者及び免除対象者

教員免許更新制においては、その時々で教員として必要な知識技能の保持を図るため、制度導入後に授与される免許状（以下「新免許状」という。）に10年の有効期間を定めることとし、免許状の有効期間の更新を行うためには、期間内に免許状更新講習（以下「講習」という。）の課程を修了することが必要であるとした。また、制度の導入以前に取得された免許状（以下「旧免許状」という。）の所持者についても、一定期間毎に講習の受講を義務付けるため修了確認期限を設定し、当該期限までに講習の課程を受講・修了することが必要であるとした。

その際、現職教員の受講機会を十分に確保するためにも、教育職員免許法（以下「免許法」という。）において講習を受講できる者は、現職の教員、教育の職にある者、教員採用内定者及び教員採用内定者に準ずる者に限定することとしている。そのうち、教育の職にある者及び教員採用内定者に準ずる者については具体的に省令で定められている。

また、上記の者のうち、知識技能その他の事項を勘案して、講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者については、更新講習の課程を修了することなく、免許状の有効期間を更新することを可能としている。

基本的な考え方としては、そもそも、教員である者又は教員になる予定の者に対して受講機会を十分に確保するという政策的な目的のために受講対象者を限定していること

から、教員となる可能性がある者については、広く受講を認めることとすることが必要である。

また、教員に準じて、幼児・児童・生徒に対する教育活動に日常的に関わる職にある者については、免許状を所持することがその要件となっていない場合にも、幼児・児童・生徒の成長に影響を与え得ることから、受講を認め、更新し得ることとすることが適当である。

一方、講習の受講を免除する者については、本来全ての教員等に講習を受講させ、最新の知識技能を修得させるべきであるところ、例外的に受講を免除するものであることから、十分な知識技能が備わっていることが証明されており、また、その後も必要な研鑽を積んでいることが期待できる者を免除対象者として認めることが必要である。

講習を受講できる者及び講習の受講を免除する者については、具体的には、以下のとおり定めることが適当である。

#### 講習の受講対象者

講習を受講することができる者は免許状を有する者のうち以下に掲げる者とするのが適当である。

##### < 免許法で規定されている者 >

1. 現職教員（指導改善研修中の者を除く。）
2. 教員採用内定者

##### < 今後省令で規定する者 >

1. 免許法第9条の3第3項第1号に規定する「文部科学省令で定める教育の職」  
校長（園長）、副校長（副園長）、教頭

実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員

2. 免許法第9条の3第3項第2号に規定する「文部科学省令で定める者」  
教員として任用又は雇用する蓋然性がある者等として、これを任用しようとする教育委員会又は雇用しようとする学校の設置者が認めた者

— 過去に教員として勤務した経験のある者

— 幼稚園免許状を保有している保育士（認定こども園に認定された施設又は幼稚園の設置者が設置する保育所等で勤務している場合等に限る。）

(a)教育の職にある者

校長（園長） 副校長（副園長） 教頭

校長（園長） 副校長（副園長）及び教頭は、教育職員免許法上の教員ではないが、教員免許状を所持している者が大部分であり、校長（園長）及び副校長（副園長）においては、教諭の行う日常の教育活動を指導・監督する立場にあること、また、教頭においては、必要に応じて幼児・児童・生徒に対する教育活動を行うこと、さらに、これらの校長等の職から教諭の職にかわる場合もあるため、これらの職にある者が希望した場合には講習を受講できるよう取り扱うことが必要である。

実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員

高等学校等に置かれる実習助手や寄宿舎を設ける特別支援学校に置かれる寄宿舎指導員等も、教育職員免許法上の教員ではなく、教育職員免許状を有することは必要とされていない。

しかし、実習助手は、実験や実習について教諭の職務を助ける者であり、また、寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児・児童・生徒等の日常生活上の世話や生活指導に従事する者であり、学校栄養職員や養護職員も含め、いずれも学校教育法第1条に規定される学校で、教諭等と連携しつつ、幼児・児童・生徒の指導に日常的に関わる点において、教諭、養護教諭、栄養教諭に準ずる職務にある者と考えられる。よって、これらの者についても希望すれば講習を受講できるよう取り扱うことが適当と考えられる。

(b)教員採用内定者に準ずる者

教員として採用される可能性のある者

教員に採用されることが内定している者については、免許法上、講習の受講が認められているが、採用が内定してから勤務を開始するまでに時間的余裕がない場合もあることから、教員として採用される可能性がある者については、内定している者に限らず講習の受講を広く認め、いつでも教壇に立てる状態にしておく必要がある。

よって、将来教員になる可能性がある者をリスト化したものに登載されている者など、常勤・非常勤に関わらず、今後教員として採用される可能性がある者については、講習の受講を認めることが適当である。なお、私立学校又は国立学校においては、法人単位で教員の採用を行っている場合が多いと考えられるため、法人毎又は複数の法人が合同でリストを作成し、その登載者に受講を認めることとすべきである。なお、円滑な教員の採用に支障を来さないようにするため、そのようなリストが存在しない場合にはできる限りこれを作成し、教員として採用される可能性のある者が受講できる体制を整備することが必要であると考えられる。

具体的には、教育委員会又は学校の設置者が、教員として任用又は雇用する蓋然性があるとして認めた者につき、受講資格を認めることとし、その旨省令に規定することが適当である。

#### 過去に教員として勤務した経験のある者

教員の中には、一定の期間、教育委員会の事務局や教育施設等で指導主事や社会教育主事等として勤務し、再度教員として学校に戻る者も多いことから、そのような形で教育委員会等に勤務している者についても免許状を更新し得ることとしておく必要がある。

また、へき地など教員を確保することが簡単ではない地域もあり、先に述べた教員として採用される可能性があると認められた者に講習の受講を認めるのみでは、急な採用の必要性が生じた場合に対応できない可能性がある。

以上のことから、教員としての勤務経験がある者で復職を希望する者についても講習の受講を認め、一時的に教育委員会等で勤務している者の免許状を有効に保つとともに、幅広く採用可能な者を確保することが必要であると考えられる。このことにより、幼稚園教諭免許状所持者など、一時的に退職して再度教員として復職する者が多い場合において、復職がしやすくなると考えられる。

#### 幼稚園教諭免許状を保有する保育士

幼稚園教諭免許状所持者には、保育士資格を併有している者が多く、平成18年10月から創設された認定こども園制度において認定を受けた施設では、当該施設で勤務する者には基本的に幼稚園免許状と保育士資格の両方を有することが求められている。さらに、認定こども園として認定されていない施設においても、同一の設置者が、幼稚園と保育所等の両方を設置している場合等には、両施設間で異動する場合も想定される。

このため、認定こども園に認定された施設等で保育士として勤務する者、又は、同一の設置者が幼稚園と保育所等の両方を設置している場合等において当該保育所等において保育士として勤務する者であって、幼稚園免許状を有する者については、講習の受講を認めることが適当である。

#### (c) 受講対象者であることの確認

講習を受講できる者であるかどうかの確認は、一義的には講習開設者が受講申込み時に行うこととし、免許状の更新又は更新講習修了確認に当たって免許管理者が再度確認的に行うことが適当である。

受講対象者であることの証明は、以下の者が行うこととし、これを講習の開設者が確認することとすべきである。

現職教員、副校長、教頭、実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員又は養護職員であることについては、勤務する学校の校長（校長であることについては、国立学校の場合には国立大学法人の長、大学附置の公立学校の場合にはその大学の学長、それ以外の公立学校の場合にはその者の勤務する学校を所管する教育委員会、私立学校の場合にはその学校の設置者）

採用内定者又は教員として採用される可能性のある者については、公立学校の場合には任命権者である教育委員会、国立学校の場合には国立大学法人の長、私立学校の場合にはその学校の設置者

過去に教員として勤務した経験のある者については、公立学校の場合にはその

者を任用していた教育委員会、国立学校の場合には国立大学法人の長、私立学校の場合はその学校の設置者

認定こども園に認定された施設又は幼稚園の設置者が設置する保育所等で保育士として勤務していること等については、公立である場合には設置者である地方公共団体の教育委員会、私立である場合には当該施設の設置者

また、受講対象者であることの証明書については、国が統一的な様式を示す必要がある。

【参照条文】

(免許状更新講習)

第九条の三

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつている者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

講習の免除対象者

講習を受講せずに免許状を更新できる者（免除対象者）は講習を受講することができる者のうち以下に掲げる者とするのが適当である。

1. 教員を指導する立場にある者

校長（園長） 副校長（副園長） 教頭、主幹教諭又は指導教諭

教育長又は指導主事

文部科学省の調査官又は視学官

免許状更新講習の講師となっている者

上記以外の者であつて教育委員会若しくは知事部局等の行政部局若しくはこれらの附属機関、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、文部科学省又は文部科学大臣が認める独立行政法人等の職員で、免許管理者がその知識技能が十分であると認めたる者

2. 都道府県教育委員会が、その定めるところにより、学習指導、生徒指導等において顕著な成果をあげたと認める者（文部科学大臣、都道府県又は政令指定都市の教育委員会等の優秀教員表彰受賞者）

ただし、上記に掲げる者のうち、1の「校長（園長） 副校長（副園長） 教頭、主幹教諭又は指導教諭」、「教育長又は指導主事」、「文部科学省の調査官又は視学官」、2の「優秀教員表彰者」については、免除の申請の際に、勤務実績等から十分な知識技能を有していると認められない場合には、免除を認めるべきではない。

(a) 教員を指導する立場にある者

教員の教育活動等を指導・監督等する職にある者については、教育に関わる者としての十分な知識技能を備えている者が任用されるものであり、また、日頃より最新の知識技能を身につけるよう研鑽を積むことが期待されることから、十分な知識技能を備えていると認めることができる。

よって、これらの者については、講習を受講することを要しないものとするのが適当である。

校長（園長） 副校長（副校長） 教頭、主幹教諭、指導教諭

職員を監督する職である校長（園長）、校長の職務を補佐する副校長（副園長）及び教頭は、いずれも教員を指導・監督等する立場にある者であり、十分な知識技能を備えていると考えられることから、講習の受講を免除することが適当である。また、主幹教諭及び指導教諭についても、教員を指導する立場にあることから、同様に講習の受講を免除する必要がある。

教育長、指導主事

教育委員会に置かれる教育長及び指導主事については、教育に関し十分な識見を有する者をもって任命されており、また、日々の職務においても十分な知識技能を有していることが必要とされることから、講習の受講を免除して更新を認めることが適当である。

文部科学省の調査官及び視学官

文部科学省に置かれる視学官及び調査官のうち、教育に係る専門的・技術的な指導助言に当たることをその職務とする者等については、上記の校長等や教育長等と同様、必要な知識技能を備えていることが想定され、講習の受講を免除することが適当である。

免許状更新講習の講師となっている者

免許状更新講習の講師となっている者については、教員として必要な最新の知識技能を有していることから、その者については講習の受講を免除することが適当である。

(b) 都道府県教育委員会が、その定めるところにより、学習指導、生徒指導等において顕著な成果をあげたと認める者（文部科学大臣、都道府県又は政令指定都市の教育委員会等の優秀教員表彰受賞者）

(a)で述べた者のほか、学習指導、生徒指導等に係る知識技能が優秀であると認められる者については、講習の受講を免除することが適当である。

具体的には、文部科学大臣、都道府県又は政令指定都市の教育委員会から、学習指導、生徒指導等において顕著な成果をあげたことについて表彰を受けたことのある者

については、十分な知識技能が備わっていると考えられ、また、そのような教育活動における努力に対して一定の評価することが必要であることから、これらの者については、都道府県の教育委員会がその知識技能が優秀であるとして認め、講習の受講を免除することが適当である。

この場合において、永年勤続表彰のように、ほぼすべての対象者に対して行われる表彰やこれに類する表彰の受賞者については、教員免許更新制の導入の趣旨にかんがみ、免除の対象としないことが適当である。また、例えば部活動の指導の功績を評価され、表彰された者などについても同様に免除の対象から除外することとすべきである。

ただし、過去の表彰から相当期間を経過している場合に、その表彰をもって免除を認めるのは適当ではないことから、免除を認めるのは更新の申請前の10年以内に受けた表彰に限ることが適当である。

また、都道府県又は政令指定都市の教育委員会の行う表彰は公立学校の教員が対象であることから、私学団体の行う表彰についても、審査の基準や結果が外部に公開されることや責任ある主体により実施されること等を要件として、免除の要件として認めることについて、今後、実態を踏まえて検討すべきである。

また、表彰された者に限らず、その他の勤務実績優秀者についても免除の対象に含めるべきかどうかについては、優秀教員表彰者が一般に公表されるものであるのに対し、人事考課等による勤務実績優秀者については公表を前提とするものではなく、仮に免除を認める者の割合を定めたとしても、各県毎の運用に差が生じる可能性があることから、今後の課題とすることが適当である。

ただし、(a)(b)に掲げる者のうち、「校長(園長) 副校長(副園長) 教頭、主幹教諭又は指導教諭」、「教育長又は指導主事」、「文部科学省の調査官又は視学官」又は「優秀教員表彰者」については、その職に就いた後又は表彰を受けた後、必要な研鑽を行わず、その勤務実績等から教員として求められる十分な知識技能を有していると認められない場合には、免除を認めないことが適当である。

なお、教員として求められる十分な知識技能を有していないことについては、市立の小中学校の教員であれば市町村教育委員会が、私立学校の教職員であればその学校を設置している法人が、また、文部科学省の調査官又は視学官であれば文部科学大臣が認め、免許管理者に通知することが適当と考えられる。

(c) 上記以外の教育委員会、知事部局等の事務局若しくは附属機関、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、文部科学省又は独立行政法人等で勤務している者

教育委員会等で勤務している者であって、今後、教員として学校等で勤務する予定の者については、免許状の有効期間の更新ができるよう取り扱う必要があるが、これらの者のうち、例えば、教育次長、学校教育課長、管理主事、社会教育主事等は、十分な知識技能を有している者が多く含まれると考えられることから、免許管理者の認定を条件に、免除を認めることとする。

【参照条文】

(有効期間の更新及び延長)

第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

2 (略)

3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。

(2) 初回の修了確認期限の設定の方法

新免許状については、授与の際にその免除状に有効期限が定められることとなるが、旧免許状所持者については、各人毎に修了確認期限が定められ、この修了確認期限までに講習を受講し、免許管理者による更新講習修了確認を受けることが必要となる。

初回の修了確認期限については、生年月日及び授与の日に応じて文部科学省令で定めることとなっており、旧免許状を所持する各現職教員について修了確認期限を設定することが必要である。

基本的な考え方としては、年によって受講者数の大きな変動が生じた場合、講習の受講体制に支障を来す恐れがあるため、毎年を受講対象者の数のある程度一定に保つことが望ましい。よって、以下の方法により、施行後10年間で、毎年受講対象者となる旧免許状所持者の数を平準化しつつ、全員に修了確認期限を割り振ることが適当である。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第1号に規定する(最初の)修了確認期限は、次のとおりとすることが適当であると考えられる。

平成23年3月31日において、それぞれ満35歳、45歳、55歳である旧免許状所持者 平成23年3月31日

平成24年3月31日において、それぞれ満35歳、45歳、55歳である旧免許状所持者 平成24年3月31日

平成25年3月31日において、それぞれ満35歳、45歳、55歳である旧免許状所持者 平成25年3月31日

・  
・

平成32年3月31日において、それぞれ満35歳以下、45歳、55歳である旧免許状所持者平成32年3月31日

～ に定める日が、その者が所持する免許状の授与の日から10年を経過しない旧免許状所持者 当該授与の日の翌日から起算して10年を経過する日

の属する年度の末日（旧免許状所持者の申請により延期）

ただし、栄養教諭については、その制度の創設から10年が経過していないことから、栄養教諭の免許状を所持する者の修了確認期限は、当該免許状の授与の日から10年後の年度末とする。

まず、最初に修了確認期限を設定する時期については、十分な講習の受講機会を確保する観点から、おおむね2年間の受講期間を設けることが必要であり、教員免許更新制が開始される平成21年4月から2年後の平成23年3月末日を最初の修了確認期限とすることが適当である。

次に、設定の方法としては、2回目以降の修了確認期限においても受講者数の平準化が図られるようにするため、異なる年齢層で区切り、毎年度の末日に35歳、45歳、55歳になる者につき、同日を修了確認期限とすることが適当である（例えば、平成23年3月31日に満35歳、45歳、55歳になる者につき、同日をその者の修了確認期限とし、1年後の平成24年3月31日に満35歳、45歳、55歳になる者につき、同日を修了確認期限とする。）この方法により、平成31年度までの間にすべての修了確認期限を割り振ることとなる。

最初の修了確認期限を到来させる年齢を35歳とするのは、免許状の授与を受けてから10年以上を経た者を対象とすることが適当であるためであり、最後の割り振りを55歳とするのは、59歳などで割り振ると、定年間際の者について講習の受講義務が生じ不適当であるためである。

ただし、このように35歳から修了確認期限を設定した場合、制度の開始から10年後の平成32年度の年度末において35歳未満の者については、制度開始後10年間のうちに修了確認期限を割り振ることができないことから、これらの者については平成31年度の年度末において修了確認期限を到来させることが適当である。

なお、栄養教諭については、その制度の創設から10年が経過していないことから、栄養教諭の免許状を所持する者の修了確認期限は、当該免許状の授与の日から10年後の年度末とする。

また、免許状の授与を受けてから10年に満たない者に修了確認期限を到来させることは適当でないため、割り振られた修了確認期限がその者の免許状の授与の日から10年を越えない場合には、その授与の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで、修了確認期限を延期することを可能とするよう取り扱うことが適当である。その場合、免許事務に混乱を来さないよう配慮する必要があること、また、所持者の判断により延期を行わないことも可能とすることが適当であると考えられることから、修了確認期限の延期は免許状の所持者の申請により行うこととすることが適当である。

なお、このほか、各年毎の受講者数の変動が予想されるが、例えば53歳から55歳までの者というように、年齢により2年～4年で区分し、修了確認期限を設定すること

も考えられるが、毎年の受講対象者数の平準化という点から見れば、適切でない。

【参照条文】

附 則（平成十九年法律第九十八号）

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条

- 2 旧免許状所持者であって、新法第二条第一項に規定する教育職員（第七項において単に「教育職員」という。）その他文部科学省令で定める教育の職にある者（以下「旧免許状所持現職教員」という。）は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習（新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程を修了したことについての免許管理者（新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。）による確認（以下「更新講習修了確認」という。）を受けなければならない。
- 3 修了確認期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
  - 一 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過する日までの期間内でその者の生年月日及びその者の有する免許状の授与の日に応じて文部科学省令で定める年度の末日を経過していない旧免許状所持者（次号に掲げる者を除く。） 当該末日
  - 二 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日
  - 三 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者 その後に免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日
- 4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限（以下この条において単に「修了確認期限」という。）までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。

（3）有効期間の延長及び修了確認期限の延期

免許管理者は、免許状所持者が、指導改善研修その他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、有効期間の満了の日又は修了確認期限までに講習の修了が困難と認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効

期間の延長又は修了確認期限の延期をすることができることとされている。

どのような場合に延長又は延期を行うことができるかについて、基本的な考え方としては、更新制を導入している他の免許制度において有効期間を延長できる事由とのバランスも踏まえ、物理的に講習の受講が困難である場合を中心に、休職中である場合や海外に派遣されている場合等について認めることが適当である。

1．免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項の文部科学省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるとおりとすることが適当であると考えられる。

<免許法で規定されている事由>  
指導改善研修中であること。

<今後省令で規定する事由>

休職中であること。

産休、育休、介護休暇又は病気休暇中であること。

在外教育施設に派遣されていること。

外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。

大学院で専修免許状を取得するための課程に在籍していること。(科目等履修生は不可)

業務の遂行上で受講が困難なやむを得ない状況が生じていること。

自然現象により受講が困難となっていること。

教員となった日から有効期間の満了の日(又は修了確認期限)までの期間が2年未満であること。

その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。

2．免許状の有効期間は、その者が免許状更新講習を受講することができる期間が2年2か月となるよう延長又は延期することとする。

#### 有効期間の延長及び修了確認期限の延期を行う事由

有効期間を延長又は修了確認期限を延期することができる事由としては、更新制を導入しているほかの免許制度において有効期間を延長できる事由を踏まえ、休職中であること、産休、育休、介護休暇又は病気休暇中であること、在外教育施設に派遣されていること、外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること、業務の遂行上で受講が困難なやむを得ない状況が生じていること及び自然現象により受講が困難となっていることにつき、定めることが適当である。

また、免許状を授与された後一定の期間を経て教員になった場合など、教員となった日から有効期間の満了の日までの期間が2年未満である場合においても、おおむね2年の受講期間を確保する必要があることから、有効期間の延長又は修了確認期限の

延期を認めることが適当である。

さらに、専修免許状の取得を目的として、大学院の課程を履修している場合には、最新の知識技能を修得するための学習が継続されていると考えられ、重ねて講習を課すことは適当でないと考えられることから、在学期間中は修了確認期限を延期することが適当であると考えられる。なお、この場合、上記(2)で述べたように、新たな免許状の取得に伴って修了確認期限を延期することとすると、専修免許状を取得した時点からさらに10年間の延期が認められることとなる。

また、あらゆるケースに対応できるよう、免許管理者の判断により、ある程度柔軟に延長又は延期を可能とすることが必要であり、上記に述べた事項以外の事由についても、免許管理者がやむを得ないと認める事由がある場合には、延長又は延期を認めることが適当であると考えられる。

なお、有効期間又は修了確認期限の延長又は延期は、免許状の所持者の申請を受けて行う仕組みとすることが適当である。

#### 延長又は延期を行う期間

講習の受講には、おおむね2年の期間を確保することが適当であることから、有効期間又は修了確認期限の延長又は延期を行う場合、その期間は、その者が免許状更新講習を受講することができる期間が2年2か月とすることが適当である。

#### 【参照条文】

(有効期間の更新及び延長)

第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

## 2. 免許状更新講習の在り方

### (1) 講習の開設認定要件

免許状の有効期間を更新するためには、講習の課程を修了することが必要とされている（法第9条の2第3項）が、講習の開設には、開設者、講師、修了認定等の基準を満たした上で文部科学大臣の認定を受けることが必要であり、法律で既に規定されているもののほか、文部科学省令でそれぞれ基準を示すこととなっている（法第9条の3第1項）。

講習の開設認定要件を定めるに当たっては、講習の質を確保するための最低基準を明確にするとともに、教員が十分に受講できる環境を整えるため多くの主体が開設しうるものとすることや、最新の知識技能を修得させるために十分な能力を有する主体が積極的に参画できるようにすることも重要である。

したがって、認定課程を有しない大学等の講習の開設や、教職課程を担当しない者が講師となることについても、更新制の趣旨に照らして十分と認められる場合には、認定がなされるよう配慮することが必要である。

また、講習の内容については、すべての教員に共通して必要な課題を取り扱うことが必要であり、平成18年7月の本審議会の答申においてもその旨提言されているところである。

しかしながら、答申で提言された講習内容の中には、教科・保育内容等の指導力に関する事項など、全ての教員に共通して必要な課題であっても、学校種や教科種によって必要な内容が異なるものもある。例えば、教科の指導法については、すべての教員に共通の課題であると考えられるが、高校の生徒に対する理科の指導法と幼稚園の幼児に対する保育方法とでは、おのずとその内容が異なってくると考えられる。講習を各教員にとって意義深いものとするためには、共通の課題を扱うこととしつつ、教員の課題意識に合った講習を受講できるよう配慮することが不可欠である。

#### 【参照条文】

（有効期間の更新及び延長）

##### 第九条の二

- 3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認められた者である場合に限り、行うものとする。

（免許状更新講習）

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

- 一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること。
- 二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者
  - ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者
- 三 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されるものであること。

#### 四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

##### 講習の開設者

免許状更新講習を開設することのできる者は、次に掲げるものとするのが適当であると考える。

##### < 免許法で規定されている者 >

大学

##### < 今後省令で規定する者 >

指定教員養成機関（専修学校等で文部科学大臣の指定を受けているもの）

都道府県、政令指定都市及び中核市の教育センター

文部科学省

文部科学大臣が指定する独立行政法人（独立行政法人教員研修センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人科学技術振興機構等）

文部科学大臣が所管する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人で文部科学大臣が認める者（例：（財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構、（財）日本私学教育研究所、（社）全国学校栄養士協議会、学会法人）

今回の更新制において求められるのは、教員として必要な知識技能すべてを最初から修得することではなく、最低限の知識技能を有していることを前提に、古くなったもの、あるいは10年前には余り取り扱われていなかったものを修得し直すことであるため、養成課程の場合とは異なり、必ずしも教員に必要なすべての知識技能を授ける能力を有することまでは求められないものであると考えられる。また、むしろ、特定の分野において先端的な識見を有している者が認定課程を有する大学以外にあるのであれば、教員の資質の向上の観点から、積極的に認定を認めていく必要性があるとも考えられる。

よって、認定課程を有する大学以外の大学にも、講習の開設を認めることが適当である。

これらの者に講習の開設を認めることは、講習の提供体制の整備や、受講生の選択の幅を広げることに寄与することとなると考えられる。

同様に、独立行政法人についても講習の開設者となり得る十分な能力を有しているものがあり、これらを講習の開設者と認めることとするのが適当である。

独立行政法人教員研修センターは、教員研修のナショナルセンターとして、各地域の中核的な役割が期待される校長等や喫緊の教育課題へ対応するための研修講師等を育成するための研修を行うとともに、全国的見地から実施が必要な研修で地方公共団体等のみでは受講生確保が困難な研修を行っている。今後、すべての教員が円滑に講習を受講できるようにするとの観点から、受講者が希少であることにより大学や教育委員会等では開設がなされず、講習の開催が困難な分野等について講習を開設することが期待され

る。

また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所については特別支援学校教諭を主な受講対象者とした講習、独立行政法人科学技術振興機構については理数系の教諭等を主な受講対象者とした講習において、それぞれ質の高い講習を開設することが期待できる。

独立行政法人以外に有益な講習の開設が期待できる者として、認定課程を有しない大学、指定教員養成機関、文部科学省、民法法人をあげることができ、講習内容や講師を審査の上、これらに対して講習の開設を認定できることとすることが必要である。

認定課程を有しない大学の中において、放送大学は、必ずしも特定の分野についての先端的な識見を独自で有してはいないが、優れた能力のある他大学等の講師を活用し、これを全国各地の受講生に対して提供することができるという面において、際だった存在であるということが出来る。また、放送大学に講習の開設を認めた場合には、離島や山間部等のへき地で勤務する教員に、質の高い講習を受講する機会を与えることが可能となると考えられる。

このようなことから、放送大学についても、講習を開設できるものとして認めることが適当である。

都道府県、政令指定都市及び中核市の教育センターについては、現職研修を実施しており、講習開設の十分な能力を有していると認めることができ、今回の講習を開設することができる者としても認めることが適当である。

ただし、講習の主な開設主体となるのは大学であると考えられ、教育センターが開設主体となるのは、大学における開設が不十分な場合など、特に必要性がある場合となると考えられる。

#### 講習の講師

講習の講師は、次の各号のいずれかに掲げる者とするのが適当であると考えられる。

< 免許法で規定されている者 >

認定課程を有する大学の認定課程を担当する教授・准教授・講師

< 今後省令で規定する者 >

認定課程を有する大学の認定課程を担当する教員で 以外の者

認定課程を担当しない大学の教員（ 及び 以外の大学教員 ）で認定課程を有する大学の認定課程を担当する教授・准教授・講師に準ずる者

教育委員会の指導主事その他教育委員会に勤務する者であって担当する講習に係る十分な知識技能を有している者

教員及び教員であった者（法第9条の2第3項に規定する免許管理者が認めた者と同等以上の知識技能を有する者に限る。）

講習の開設をできる者の職員で担当する講習に係る十分な知識技能を有している者  
その他文部科学大臣が適当と認める者

教員の資質向上や十分な受講体制及び選択肢の確保の観点から、認定課程を担当する教授以外の者であっても、十分な能力を有していると認められる者については、講習の講師としての資格を認めることとすべきである。

この点、認定課程を有しない大学が講習を開設できることとすることと同様、認定課程を担当しない大学の教員についても、講師の資格を認めることが適当である。これは、指定教員養成機関や独立行政法人、都道府県若しくは政令指定都市の教育委員会等、他の講習を開設することができる主体の職員についても、同様であるというべきである。

これらの者以外で講師としてふさわしい者として、退職教員（退職校長等を含む。）や現職教員のうち特に優れた識見を有する者をあげることができる。

しかしながら、これらの者、特に現職教員については、本来講習を受講すべき立場の者であり、これを無限定に講師として認めた場合、講習の質の低下を招く恐れなしとすることはできない。したがって、教員及び退職教員については、講習の講師となることができるのは、最低限、先に述べた免除の対象者である者が、これと同等以上の識見を有する者であることを要することとすることが適当である。

以上の通り、講習の開設者及び講師について、かなり幅広い者の参画を認めることとなるため、後に述べる講習の事前事後の評価の適切な実施により、講習の質の確保が図られることが重要である。

## 講習の内容

免許法第9条の3第1項第1号に規定する講習の内容は、次に掲げるものとする。  
(別紙1参照)

教育の最新事情に関する事項(12時間以上)

教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項(18時間以上)

は「教職についての省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力についての理解」をその内容とし、その具体的内容については、文部科学大臣が示すこととする。(特に の具体的内容と時間数)

先述のとおり、講習は全教員に共通に必要な課題を取り扱うものであることとなっているが、教員のニーズに合った講習を実施するためには、共通の課題を扱うこととしつつも、多様な講習が開設され、受講者である教員に幅広い選択肢が提供されることが望

ましい。

また、30時間という限られた時間の中で、一定程度内容面で深みを持たせ、また、実益のある講習を実施するためには、全教員が受講する内容を全て統一することとするのは必ずしも効果的でない。むしろ、全教員が必ず受講すべき事項を明示しつつ、その他の必要な事項については、講習の内容についても教員が選択し受講することができるよう取り扱うことが適当である。

全教員が必ず受講すべき事項は、平成18年7月の答申を踏まえ、「教職についての省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力についての理解」とすることが適当である。

学校種・教科種等に応じた内容を取り扱う「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」として位置づけるべき事項は、全教員に共通の課題ではあるものの、教科種により具体的なニーズの異なる各教科の指導法やその背景となる専門的内容、生徒指導等、幼児・児童・生徒に対する指導力に係る各論的な内容を中心にを扱うこととすることが適当である。

具体的な内容については、その時々が必要と認められるものについて、毎年検討を行うこととし、その都度周知を図ることとすべきである。

また、30時間の講習の内訳として、全教員が必ず受講すべき事項である「教育の最新事情に関する事項」については12時間、また、学校種・教科種等に応じた内容を取り扱う「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」については18時間とすることが適当である。

なお、講習の一部の開設を行う場合においても、講習が細分化され過ぎると受講生の便宜が図られないことから、「教育の最新事情に関する事項」については、12時間すべてを開設することとすることが適当であり、「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」については、6時間以上を単位として開設を認めることが適当である。

「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」においては、教育内容の充実に関する幅広い事項を含めることが可能であることとする。（例：小学校教員を対象とした先端科学技術教室、高校生に対するカウンセリング技術入門、ミクロからマクロまで - 物理学の最前線 - 等）

## (2) 講習の実施の在り方

### 講習の実施方法

免許状更新講習の実施方法については、修了認定試験を本人確認が確実に行うことができる方法によることとするほかは、特に制限を設けないこととする（通信、放送、インターネット等によることも可）。

離島や山間部等のへき地に勤務する者をはじめとして、講習の受講に係る教員の負担をできるだけ軽減するとともに、様々な形態による講習の実施を促し、選択できる講習の幅を広げるため、講習の実施方法については、特に制限を設けないこととし、通信や放送、インターネット、ビデオ教材等を活用した講習の実施も妨げられないこととすることが適当である。

放送等のメディアを活用した講習を実施する場合、30時間より修了認定試験に要する時間を除いた時間放送等講習が行われる必要がある。印刷教材を活用する場合、30時間の学習を必要とする教材の分量は現在の通信教育における教材の分量を参考にしつつ、各開設者において判断することとすることが適当である。

各講習の課程の修了に当たっては、後述する修了認定試験が行われることが必要となるが、試験の適正性を確保するため、本人確認が確実に行われる方法によることが不可欠である。現在の情報技術において、遠隔地にある教員の本人確認を確実にを行い、修了認定試験を実施することができるかについては、なお調査研究が必要であると考えられる。

また、講習の実施方法については、事例研究や場面指導、グループ討議のほか、指導案の作成や模擬授業を取り入れたりするなどの工夫を図ることが重要であり、奨励されるべきであるが、開設される講習の十分な確保の観点から、講義形式によるものも排除しないこととすることが適当である。ただし、講義形式による場合であっても、その内容や実施方法において、受講者の興味関心を喚起し、知識技能の修得に確実につながる工夫がなされることが必要である。

なお、受講形態及び修了認定の方法については、受講者が効果的に最新の知識技能に刷新でき、修了認定試験における本人確認を確実に実行し得ることを前提として、今後さらに受講者の便宜が図られるよう、国は、大学、教育委員会等と連携して、調査研究等必要な取組を積極的に推進すべきである。

### 講習の質の確保

免許状更新講習の開設者は、免許状更新講習の実施前に受講者の課題意識について調査を行い、その調査結果を文部科学大臣から認定を受けた範囲内で講習内容に反映するよう努めなければならない。

免許状更新講習の開設者は、免許状更新講習の実施後、実施した講習について、効果等について評価を行い、その評価結果を公表しなければならない。

文部科学大臣は、認定した講習に関し調査を行い、又は報告を求めることができる。

免許更新制の成否は、講習が意義あるものとなるか否かにかかっており、講習の開設者において、受講者にとって魅力ある充実した内容を提供するための取組が求められるとともに、講習の質の確保が確実に図られるよう制度的な担保を設けることが必要である。

講習の質の確保に当たっては、形式的な要件のみならず、実際に有益かつ効果的な講習が実施されることが重要であり、そのためには、受講者の意見を講習内容に反映するとともに、講習の結果を次の講習の改善のためにいかす視点が必要である。

そのためには、第一に、講習の実施前に受講者の課題意識等を調査し、その結果を講習の指導において配慮する努力を行うことが必要である。講習が体系的な知識技能の修得を目指すものである以上、調査結果のすべてを反映させることは困難な場面が生じうるが、講師が受講者の課題意識を把握した上で講習を実施することにより、受講者にとって有益でかつ効果的な講習が期待できる。

第二に、講習実施後、受講者にアンケート調査を行う等により講習を評価し、その評価結果をすべて公表することとすることが適当である。講習の評価結果を把握することにより、次の講習における改善方策の検討に資するとともに、受講者にとっても、自らが受講する講習を選択する際の有用な資料が得られることとなる。結果として、講習の開設者同士が切磋琢磨して講習内容を改善する取組が行われることが期待され、講習の質の確保に資することとなると考えられる。

この場合において、先述の事前調査結果に十分に配慮し、教員の課題意識等を念頭に置いた講習を実施すれば、それがおのずと事後調査に反映されると期待されることとなり、事前事後の両調査があいまって、講習を有益かつ効果的なものとし、その質を高めることに大きく寄与するものとなることと考えられる。

なお、講習の事後評価のための評価項目については、国が統一的に様式を定めることとすべきである。

文部科学大臣は、認定した講習に関し、必要に応じ自ら調査を行い、又は講習の開設者に報告を求めることができることとすべきである。

また、講習の場を活用することにより、その他教育政策の検討に必要な調査等についても行えるようにすることも考えられる。

### (3) 講習を受講すべき期間

講習を受講し、修了すべき期間は、免許状の有効期間が満了する日又は修了確認期限までの2年2か月間とする。ただし、免許状の有効期間の更新又は更新講習修了確認の申請は、有効期間の更新については有効期間が満了する日の、更新講習修了確認については修了確認期限のそれぞれ2月前までに免許管理者に対して行わなければならない。

らない。

免許管理者は、講習を受講することができない他のやむを得ない事由があった者の他、平成23年3月31日が修了確認期限である旧免許状所持現職教員であって平成23年1月31日までに免許状更新講習を修了できなかったものの修了確認期限を2月の範囲で延期することができる。

講習を受講すべき期間は、教員の多忙な状況等を踏まえ、2年2か月間とする。長期休業期間中に受講することが中心になると想定した場合、それぞれ2回ずつ春・夏・冬休みがあれば、多忙な教員であっても受講する機会が得られるものと考えられる。

なお、免許管理者における更新手続のために一定の期間を設ける必要があるため、有効期間の満了の日又は修了確認期限の2月前までに更新又は更新講習修了確認の申請を行わなければならないこととする。その際、平成23年3月31日に最初の修了確認期限を割り振られた者については、改正法施行から1年10月しか講習を受講できる期間がないため、2か月の範囲で修了確認期限を延期できることとすることが考えられる。

#### (4) 複数の免許状を有する者の更新の在り方

教諭の免許状（特別支援学校免許状を含む。以下同じ。）養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状の更新に当たって修了が必要な講習の内容は、学校種・教科種にかかわらず共通的な内容を取り扱う「教育の最新事情に関する事項」については同様のものとする。学校種・教科種に応じた内容を取り扱う「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」については、職務の特性等を考慮し、教諭、養護教諭及び栄養教諭の免許状それぞれに対応した講習を履修することが必要であることとする。

平成18年7月の答申に従い、講習は、全ての教員に共通に必要な内容を中心に扱うことが基本となっており、学校種及び教科ごとの細分化された専門性を高めることまでは目的としておらず、複数の教諭の免許状を有している者であっても、30時間の講習を修了することにより、すべての免許状の有効期間が更新されることとすることが適当である。

特別支援学校の教諭については、求められる専門性は通常の学校の教諭と必ずしも同一ではないものの、養護教諭や栄養教諭の免許状とは異なり、あくまでも教諭の免許状であり、学校種・教科が異なる教諭の免許状にそれぞれ求められる専門性の差異と同列に論ずることが可能な範囲であること、小中学校等の教諭から特別支援学校の教諭となる場合や、その逆の場合もあること等から、30時間の講習の修了のみをもって両免許状の有効期間の更新が認められることとすることが適当である。

なお、特別支援学校の教諭の免許状を有する特別支援学校の教諭については、特別支援学校教諭向けの講習の受講を促すことが適当である。

一方、養護教諭及び栄養教諭については、これらの免許状の有効期間の更新を教諭と全て共通の講習の受講により認められた場合、その職務内容や必要な知識技能が教諭とは異なることから必要な知識技能の修得が図られない恐れがある。そのため、教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項については、教諭、養護教諭及び栄養教諭に係る共通的な事項を扱う講習により所要時間すべてを受講する場合を除き、それぞれの職務の特性に応じた講習の受講を求めることが適当である。

## (5) 修了認定の在り方

### 修了認定の基準

講習の修了認定は、文部科学大臣が告示する到達目標に掲げる内容について最低限の理解が得られていると認められる場合に行うこととする。(別紙2参照)

講習の到達目標は講習の内容とあわせ告示で示すこととなるが、この到達目標に照らし、最低限の理解が得られている場合に修了認定を行うこととすることが適当である。

評価の基準は、別紙2に示したように5段階程度で行うなど、修了認定の客観性を担保することが適当であり、開設者は、受講者本人から要望があった場合には、評価結果を開示することも検討すべきである。

ただし、免許管理者が免許状の更新又は更新講習修了確認を行うためには、修了認定の有無のみが分かれば足りるため、開設者が講習の修了認定証明書の発行を行うにあたって、本人の意向に反して、修了の可否の他、具体的評価結果まで示すことは適当でない。

### 修了認定の方法

講習の課程の修了認定(課程の一部の履修の認定を含む。)は、講習の開設者が試験により行うこととする。

限られた時間内で客観的かつ公正な修了認定を行うためには、講習の開設者が試験により行うこととすることが適当である。試験の方法は筆記試験(択一式、論述式を含む。)によるか実技試験(模擬授業の採点等を含む。)によるかを問わないが、例えば、複数人の採点担当者で見分するなど、適切な認定が確保されるよう行われることが望ましい。

なお、修了認定試験に要する時間は、30時間内に含めることとしても差し支えない。

## 3. その他配慮すべき事項

### ( 1 ) 講習の費用負担の在り方

講習受講者の受講料及び受講に係る交通費等経費については、教員免許が個人の資格であることをかんがみれば、本人負担を原則とするべきである。しかしながら、免許更新制の導入にかかる国会審議において、受講費用の負担を軽減するための措置を講ずることとの指摘があったことを踏まえ、国は、平成 21 年度以降において必要な予算の確保に努めるべきである。

### ( 2 ) 必要な配慮 (へき地、障害者等)

講習受講者の居住地の違いや障害の有無等に関わらず、多様な講習が提供されるべきであり、更新講習の開設に当たっては、これらの受講生に対応するために、十分配慮することが重要である。

地域によっては、必要に応じて県と大学等の間の連携、調整等の取組を促進することも望まれる。

国は、へき地等に在住していたり、障害を有する教員が、大きな支障なく講習を受講できるよう、講習開設者に対して、出張講習の開設をはじめとできるだけ多くの講習機会を提供するよう働きかけるとともに、必要な支援を行う必要がある。

また、これらの受講生が十分効果的な講習を受講できるよう、受講形態や教材等の調査・開発に努め、得られた成果を講習開設者に広めることも重要である。

### ( 3 ) 教員以外の者の採用についての配慮

教員免許状を有している教員以外の者(いわゆるペーパーティーチャー)は、採用内定等されない限り、免許状更新講習を受講できないため、有効期間の更新や更新講習修了確認を受けることができない。しかしながら、有効期間の満了により、これらの者の免許状が失効した場合には、免許状を有していないことを理由に採用試験を受けさせないという扱いを受ける恐れがあり、結果的に免許状の授与から 10 年以上経過している者について、教員への道を閉ざしてしまうこととなりかねない。

このため、国は、有効期間の満了により免許状が失効していることや、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けていないことのみをもって、教員採用試験において受験させないこと及び不合格とすることのないよう、教育委員会等の教員の任命権者に配慮を促すことが必要である。

また、有効期間の満了により免許状が失効した者は、講習を修了すれば免許状の再授与を受けうる者である場合が多いことから、民間企業等に履歴書等を提出する場合等に

において、その者が不利な取扱いを受けることのないよう、履歴書等に適切な記述ができることについて周知を図ることが必要である。

#### (4) 講習の講師等に対する適切な措置

多くの質の高い講習が開設されるためには、関係者が意欲的に講習運営に参加する環境づくりが重要である。このため、講習の開設者においては、講師をはじめ講習の実施に携わった者の勤務時間外における負担等に対し、所要時間や受入れ人数に応じた適切な手当等の配慮を行うことが望まれる。

#### (5) 講習の円滑な実施のための取組み

免許更新制の円滑な実施に向けて、各地域において、講習の開設主体である大学、免許管理者であるとともに多くの教員の任命権者である都道府県教育委員会、知事部局の私学担当、私学関係者、市町村教育委員会その他関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、これらの者の間で、講習の開設予定や受講対象者数等についての相互の情報提供をはじめとした適切な連携が図られることが期待される。

加えて、更新制の円滑な導入のため、各大学等において講習の試行が行われることが期待されるが、国により、各大学等の取組みに対する適切な支援や、この試行のための講習の受講に対する必要な配慮がなされることが望まれる。

#### (6) 制度の周知

教員免許更新制を円滑に実施するためには、上記に示した取組を着実に実施することに加えて、教員がその時々で必要な最低限の知識技能を修得することを目的とし、不適格教員の排除を直接の目的とするものでないという免許更新制の制度の趣旨や、制度の仕組み、実際の運用方法等が、教員免許状所持者、教育委員会、大学等講習開設者、学校現場等に適切に理解される必要がある。

したがって、国は、都道府県及び市町村教育委員会、知事部局の私学担当部局、講習開設者及び関係団体等の協力を仰ぎつつ、緊密に連携をとり、現職教員へのパンフレット配布、各学校の職員室等へ配布するポスターの制作及びホームページ作成や、免許更新制の説明会の実施等、様々な手段、媒体において制度の周知を図る必要がある。特にホームページについては、教員以外の者に対して、一番に効果的な周知媒体であると考えられることから、その作成に際しては、十分な取組が必要である。

また、教員免許状取得のための教職課程の履修を考えている学生が履修意欲を失わないよう、各課程認定大学と連携して、履修ガイダンス等において正確な情報の提供に努

めるとともに、現在教職課程を履修している学生が更新制に対して過度に不安を感じることがないように、制度の適切な周知を行う必要があり、各認定課程を有する大学に協力を求めていく必要がある。

#### (7) 現職研修との整合性の確保

今回、更新制を導入し、10年ごとに30時間以上の講習の受講を課すこととなったが、教員の負担軽減等の観点から、講習と10年経験者研修をはじめとする現職研修との整合性の確保のための検討を行う必要があるとの指摘がなされた。

教員の多忙化や子どもと向き合う時間を確保する必要性が指摘される中で、今回の更新制の導入により、教員の更なる多忙化を招かないよう配慮するとともに、効率的効果的な専門性の向上を図るため、現職研修全体の中での10年経験者研修の在り方について、今後検討していくことが必要である。

なお、教育委員会の実施している10年経験者研修を始めとする現職研修や大学の授業科目等についても、要件を満たせば更新講習として認定を受けることが可能と考えられるとともに、更新講習の受講実績についても、大学等において適切に位置づけることにより、免許状の上進のための単位や、10年経験者研修の内容として認めることも可能とすべきである。

開設認定基準				修了認定基準		
事項	細目	含めるべき内容	留意事項	到達目標	確認指標	
1. 教育の最新事情に関する事項 (12時間以上)	教職についての省察	学校を巡る状況変化	学校を巡る近年の様々な状況変化について、適切に扱うこと。	各種報道、世論調査、統計など客観的・具体的な材料を適切に用いること。	学校を巡る近年の様々な状況変化について、客観的かつ具体的に理解している。	各種報道、世論調査、統計の動向等を分析・理解し、説明することができるか。
		専門職たる教員の役割	各自の教職生活を振り返る機会を与え、子ども観、教育観等について省察させること。	教育的愛情、倫理観、遵法精神など、教員に対する社会の要請の強い事柄には特に留意すること。	教員に国民が何を期待しているか、理解している。	各自の現状を自ら分析し、自らが向かうべき方向を明確に意識し、説明できるか。
	子どもの変化についての理解	子どもの発達に関する課題	子どもの発達に関する、脳科学、心理学等の最新知見に基づく内容(特別支援教育に関するものを含む。)を適切に扱うこと。	LD、ADHDはじめ特別支援教育に関する新たな課題については、必ず扱うこと。	子どもの発達に関する最新の科学的知見の概要を理解している。	LD、ADHDはじめ特別支援教育に関するものも含め、子どもの発達に関する最近の科学的な課題を理解し、説明できるか。
		子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導の在り方	子どもの生活の変化を踏まえた、具体的な指導上の課題を適切に扱うこと。	居場所づくりを意識した集団形成、多様化に応じた学級づくりと学級担任の役割、生活習慣の変化を踏まえた生徒指導、社会的・経済的環境の変化に応じたキャリア教育などの課題について、具体的に扱うこと。 カウンセリング・マインドの必要性にも留意すること。	子どもの生活の変化を踏まえた指導の在り方を理解している。	子どもの生活の変化を踏まえた、具体的な指導上の課題及び対処方法を理解し、説明できるか。
	教育政策の動向についての理解	学習指導要領改訂等の動向	学習指導要領の改訂の動向等について、適切に理解させる内容を含むものであること。	総則の趣旨を理解させる内容を適切に扱うこと。 意欲を喚起する学習指導、子どもの実態を踏まえた道徳・特別活動の指導など、近年の状況を踏まえた内容を適切に扱うこと。	学習指導要領の改訂の動向等について理解している。	学習指導要領の改訂など教育課程の編成に係るの動向等について理解し、説明することができるか。
		その他教育改革の動向	法令改正、国の審議会の状況等について、適切に取り扱うこと。		教育改革の動向の概要を理解している。	教育改革の動向の概要を理解し、説明することができるか。
	学校の内外での連携協力についての理解	各種課題に対する組織的対応の在り方	様々な問題に対する組織的対応の必要性について、適切に理解させる内容を含むものであること。	学校組織の一員としてのマネジメント・マインドの形成、保護者・地域社会との連携など、近年の状況を踏まえた内容について、適切に扱うこと。 特に対人関係、日常的コミュニケーション等の重要性に留意すること。	様々な問題に対する組織的対応の必要性について理解している。	様々な問題に対する組織的対応の必要性について、校内外での自らの役割と関連付けながら理解し、説明することができるか。
		学校における危機管理上の課題	学校における危機管理上の課題について、適切に扱うこと。	校内外の安全確保に関する内容は、必ず含めること。 その他、情報セキュリティなど、近年の状況を踏まえた内容を適切に扱うこと。	学校における危機管理の必要性について、理解している。	子どもの安全確保はじめ具体的な危機管理の課題について、近年の状況を踏まえ理解し、説明することができるか。
2. 教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項 (18時間以上)		幼児・児童・生徒に対する指導上必要な課題について適切に取り扱うこと。	指導法、指導の背景となる専門的知見、指導の方法・技術のいずれかについて最新の内容を取り扱うこと。	幼児・児童・生徒に対する指導上の必要な課題について理解している。	指導法、指導の背景となる専門的知見、指導の方法・技術のいずれかについて最新の内容を理解し、説明することができるか。	

(注1) ~ の各事項及びその細目に割り当てられるべき時間、講義の順番、担当教員の組み合わせ等については、大学の判断による。

(注2) 上記の事項について、省令、告示、通知等のどのような方法で規定するか、どの事項を必須事項又は行政指導事項とするか等については検討が必要。

## 修了認定基準の運用に当たっての評価基準（案）

修了認定は、開設者の行う筆記試験又は実技試験による成績審査に合格した者に対して行う。

成績審査については、各事項の到達目標の内容について、対応する確認指標に照らし、以下のS・A・B・C・Fで評価を行い、Fと評価された者のみ不認定とする。

開設者の判断により、複数の事項について一括で評価し修了認定を行うことも差し支えないが、修了認定の方法は受講生の募集時にあらかじめ公表しておく必要がある。

評価	点数	評価の定義
S	90～100点	当該事項の到達目標の内容をほぼ完全に理解し、説明できるものと認められる。
A	80～89点	当該事項の到達目標の内容を十分に理解し、説明できるものと認められる。
B	70～79点	当該事項の到達目標の基幹部分は理解し、説明できるものと認められる。
C	60～69点	当該事項の到達目標のうち、最低限の部分は理解し、説明できるものと認められる。
F	0～59点	当該事項の到達目標に及ばない。

## 修了確認期限の具体例

修了確認期限	当該期限において 満35歳となる者の生年月日	当該期限において 満45歳となる者の生年月日	当該期限において 満55歳となる者の生年月日	当該期限において 満65歳となる者の生年月日
平成23年3月31日	昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日	昭和20年4月2日～ 昭和21年4月1日
平成24年3月31日	昭和51年4月2日～ 昭和52年4月1日	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日	昭和21年4月2日～ 昭和22年4月1日
平成25年3月31日	昭和52年4月2日～ 昭和53年4月1日	昭和42年4月2日～ 昭和43年4月1日	昭和32年4月2日～ 昭和33年4月1日	昭和22年4月2日～ 昭和23年4月1日
平成26年3月31日	昭和53年4月2日～ 昭和54年4月1日	昭和43年4月2日～ 昭和44年4月1日	昭和33年4月2日～ 昭和34年4月1日	昭和23年4月2日～ 昭和24年4月1日
平成27年3月31日	昭和54年4月2日～ 昭和55年4月1日	昭和44年4月2日～ 昭和45年4月1日	昭和34年4月2日～ 昭和35年4月1日	昭和24年4月2日～ 昭和25年4月1日
平成28年3月31日	昭和55年4月2日～ 昭和56年4月1日	昭和45年4月2日～ 昭和46年4月1日	昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日	昭和25年4月2日～ 昭和26年4月1日
平成29年3月31日	昭和56年4月2日～ 昭和57年4月1日	昭和46年4月2日～ 昭和47年4月1日	昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日	昭和26年4月2日～ 昭和27年4月1日
平成30年3月31日	昭和57年4月2日～ 昭和58年4月1日	昭和47年4月2日～ 昭和48年4月1日	昭和37年4月2日～ 昭和38年4月1日	昭和27年4月2日～ 昭和28年4月1日
平成31年3月31日	昭和58年4月2日～ 昭和59年4月1日	昭和48年4月2日～ 昭和49年4月1日	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	昭和28年4月2日～ 昭和29年4月1日
平成32年3月31日	昭和59年4月2日～	昭和49年4月2日～ 昭和50年4月1日	昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	昭和29年4月2日～ 昭和30年4月1日
平成33年3月31日		昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日
⋮		⋮	⋮	⋮
平成43年3月31日			昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日
⋮			⋮	⋮
平成53年3月31日				昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日
⋮				⋮

- 1 表中の修了確認期限が免許状の授与から10年以内のとき、免許状の授与から10年後の年度末に変更できる。
- 2 表中の生年月日の者も、平成21年4月以降に最初の免許状を授与された場合、免許状の有効期間に従う。

## 免許状更新講習受講者の大まかな試算例

10年間で旧免許状所持者に対する講習を修了。  
35歳、45歳、55歳の者を対象として講習を実施。

【仮定】

平成16年度学校教員統計調査報告書の数値を使用(平成16年10月1日現在のデータ一律24歳(幼稚園教諭は20歳)で、免許状の取得及び教員として採用と仮定

幼稚園教諭を除く平成17年度以降の免許状取得者を、平成16年度の免許状取得者における24歳～60歳の年度平均と仮定

	人数 (単位:千人)	年齢(55、45、35歳)		
		55歳	45歳	35歳
平成22年度末	86	55	45	35
平成23年度末	77	55	45	35
平成24年度末	81	55	45	35
平成25年度末	77	55	45	35
平成26年度末	74	55	45	35
平成27年度末	69	55	45	35
平成28年度末	85	55	45	35
平成29年度末	83	55	45	35
平成30年度末	82	55	45	35
平成31年度末	105	55	45	35
		34		
平成32年度末	76	55	45	
		34		
平成33年度末	67	55	45	
		34		
平成34年度末	70	55	45	
		34		
平成35年度末	66	55	45	
		34		
平成36年度末	62	55	45	
		34		
平成37年度末	59	55	45	
		34		
平成38年度末	75	55	45	
		34		
平成39年度末	75	55	45	
		34		
平成40年度末	74	55	45	
		34		
平成41年度末	97	55	45	
		44	34	

…旧免許状所持者  
 …新免許状所持者

## 教員免許更新制導入のスケジュールのイメージ（大学関係）

平成20年1・2月	教育職員免許法施行規則の改正に係るパブリックコメントの募集  免許状更新講習の試行に係る各大学等の提案の受付
平成20年 3月	教育職員免許法施行規則改正
平成20年度前半	免許状更新講習の準備作業の開始 ・ 講習カリキュラムの作成 ・ 講習の講師の確保 ・ 教材の作成 等  免許状更新講習の試行  免許管理システムの開発、試行
平成20年度後半	免許状更新講習の試行の結果の普及  免許状更新講習の認定申請・審査（以後、一定時期ごとに認定申請・審査）
平成21年 1月	免許状更新講習の認定  受講者の受付開始
平成21年 4月	免許状更新講習の実施（年間を通じて随時）  免許状更新講習の修了認定
平成23年 3月	最初の修了確認期限

## 教員免許更新制導入のスケジュールのイメージ（教育委員会関係）

平成20年1・2月 教育職員免許法施行規則の改正に係るパブリックコメントの募集

平成20年 3月 教育職員免許法施行規則改正

平成20年度前半 免許更新制度の準備作業の開始（～年度末）

- ・平成21年度以降の受講者名簿の作成
- ・原簿情報のデータ化
- ・原簿情報の授与権者間の突合 等

免許管理システムの開発、試行

免許更新事務の試行

関係者への周知

平成21年 3月 平成23年3月が修了確認期限となる者への周知

平成21年 4月 免許状更新講習の開始

更新講習修了確認（初回分：～平成23年3月）

平成23年 3月 最初の修了確認期限

平成18年7月中央教育審議会審答申  
「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(抄)

3. 教員免許更新制の導入

- 恒常的に変化する教員として必要な資質能力の確実な保証 -

(2) 具体的な制度設計

免許更新講習の在り方

) 講習の開設主体と国による認定

免許更新講習については、教員免許状が課程認定大学における所要の単位修得等により授与されるものであることを踏まえつつ、受講機会を幅広く確保する観点から、課程認定大学のほか、大学の関与や大学との連携協力のもとに都道府県・指定都市・中核市の教育委員会等も開設することができるようにすることが適当である。また、以下に述べるような免許更新講習の内容・方法等を考慮すると、課程認定大学が実施する場合でも、学校や教育委員会等の協力や参画を求めるなど、できる限り学校現場の実態に即した講習が行われるよう工夫することが必要である。

教員免許状が更新されるかどうかは、資格の得喪に関わる問題であり、また、更新されればすべての都道府県で公証力を有するものとなることを考慮すれば、更新に当たっては、教員免許状の授与時に相当するような基準を設定することが適当である。

このため、免許更新講習の内容・方法等については、全国的に一定の水準が維持されるよう、あらかじめ、国が免許更新講習の認定基準(例えば、講習内容、方法、修了目標等に係る基準)を定め、開設主体からの申請に基づき、国が認定を行うこととすることが適当である。また、認定後も定期的にチェックを行い、認定基準を満たしていないことが明らかになった場合には、認定の取消し等の措置を講ずるなど、免許更新講習の質の確保に努めることが必要である。

) 講習内容と修了の認定

免許更新講習については、教員のライフステージや、その時々学校教育が抱える課題等を考慮しつつ、多様な講習の機会が用意されることが望ましいが、あらかじめ上述の認定基準において、基本的な内容について定めておくことが適当である。具体的には、以下の2つの要請に応えるものとするのが適当である。

- ・ 1.(2)で述べた新設科目(「教職実践演習(仮称)」)に含めることが必要な事項(使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項 社会性や対人関係能力に関

する事項 幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項 教科・保育内容等の指導力に関する事項)と同様の内容を含むものとする

- ・社会状況や学校教育が抱える課題、子どもの変化等に応じ、その時々で求められる教員として必要な資質能力に確実に刷新(リニューアル)する内容を含むものとする

また、免許更新講習の内容については、更新製の趣旨に鑑みれば、基本的に学校種や教科種に関わらず、およそ教員として共通に求められる内容を中心とすることが適当である。具体的には、教職専門(例えば、教職の今日的役割、学校における同僚性の形成、家庭や地域社会との連携、子どもの発達や課題の理解、学級経営、生徒指導、教育相談、教育課程の動向と指導の在り方等)を中心に、講習内容を構成することが適当である。(具体的な講習内容のイメージについては、別添4参照。)

なお、上述の共通の内容は、あくまで免許更新講習としての認定基準上の内容であり、免許更新講習の開設主体が、認定基準で定める内容以外の内容や認定基準以上のレベルの内容を盛り込んで、講習を開設することは可能である。また、このような講習を受講することは、教員にとっても専門性の向上を図る上で有意義であることから、各課程認定大学や教育委員会等の特色を活かした多様な講習が開設されることが望ましい。

免許更新講習の実施形態については、講義のみではなく、事例研究や場面指導、グループ討議のほか、指導案の作成や模擬授業等を取り入れたりするなどの工夫を図ることが必要である。また、教員免許状の保有者が職務に従事しながら受講したり、保有免許状により、受講機会に格差が生じないように、例えば、夜間や週末における講習やサテライト教室の開設による講習の実施、インターネット等の多様なメディアを活用した遠隔講習の実施等、弾力的な履修形態を工夫することが必要である。

免許更新講習の修了の認定については、免許更新講習の開設主体が、国が定める認定基準に基づき、あらかじめ各講習科目の修了目標を定め、受講者の資質能力を適切に判定した上で、修了の可否を決定することが適当である。

免許更新講習の内容をいかに充実したものにするかは、更新製の成否を左右する重要な課題である。このため、今後、免許更新講習が、学校現場のニーズに即した、教員にとっても更新後の10年間を保障するものとなるよう、現職研修との関係にも留意しながら、課程認定大学や教育委員会、学校等関係者の協力を得て、速やかにモデルカリキュラムの検討を行うことが必要である。

免許更新講習の講習内容について（イメージ）  
 （「今後の教員養成・免許制度の在り方について」別添４）

答申の提言	具体的な講習内容（例）
<p>免許更新講習については、あらかじめ認定基準において、基本的な内容について定めておくことが適当。</p> <p>具体的には以下の２つの要請に応えるものとするのが適当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職実践演習（仮称）に含めることが必要な事項と同様の内容</li> </ul> <p>使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項</p> <p>社会性や対人関係能力に関する事項</p> <p>幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項</p> <p>教科・保育内容等の指導力に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その時々で求められる教員としての資質能力に刷新（リニューアル）する内容</li> </ul> <p>免許更新講習の内容については、基本的に学校種や教科種に関わらず、およそ教員として求められる内容を中心とすることが適当。</p> <p>具体的には教職専門（例えば、教職の今日的役割、学校における同僚性の形成、家庭や地域社会との連携、子どもの発達や課題の理解、学級経営、生徒指導、教育相</p>	<p>別添１における教職実践演習（仮称）の授業内容例と同様のもののほか、以下のような内容が考えられる。</p> <p>学校教育を取り巻く変化と教員の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や教員を取り巻く社会状況の変化</li> <li>・専門職としての教員への期待</li> <li>・子ども観、教育観の省察</li> </ul> <p>学校における同僚性の形成と組織的対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもをめぐる問題やその教育に対する組織的対応の在り方</li> <li>・学校組織の一員としてのマネジメント・マインドの形成</li> </ul> <p>社会の変化に対応した学校の役割と、家庭や地域社会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との円滑なコミュニケーションの形成</li> <li>・地域社会の把握・分析と地域を生きる子どもの理解</li> <li>・地域社会との連携の理論と実際</li> </ul> <p>子どもの心身の発達や学習に関する研究の動向と、それを踏まえた指導の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳科学に関する研究の成果に立った子どもの発達の理解</li> <li>・LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）などの新たな課題の理解と対応</li> </ul> <p>子どもの変化や特性に対応した学級経営の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の子どもの居場所づくりを意識した学習集団、生活集団の形成</li> <li>・子どもの多様化に対応した学級づくりと学級担任の役割</li> </ul>

談、教育課程の動向と指導の在り方等)を中心に、講習内容を構成することが適當。

子どもの今日的課題と生徒指導、進路指導、教育相談の理論及び方法

- ・子どもの生活習慣の変化に対応した生徒指導の在り方
- ・社会的・経済的環境の変化に対応した各学校段階におけるキャリア教育の意味と進め方
- ・子どもの発達段階に応じた進路指導、教育相談の基本となるカウンセリングの理論と技法(スクールカウンセラー等の学校外の支援者との連携を含む)

学習指導要領や各学校の教育課程の動向と、教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間の授業づくりの理論及び指導の在り方

- ・学習指導要領の改訂に対応した教育課程の編成・実施
- ・学習意欲を喚起し、学習習慣を身に付けさせる指導の在り方
- ・現代の多様な価値観との関係を考えさせる道徳の指導の在り方

今日的な課題に対応した学校や教育の在り方

- ・環境、人権、法や経済などに関する教育
- ・子どもの安全確保と危機管理
- ・学校における情報セキュリティの実際

(注) 具体的な講習内容や方法、修了目標等については、今後、課程認定大学や教育委員会、学校等関係者の協力を得て、モデルカリキュラムの検討を行うことが必要である。

「教員免許更新制の運用について」(審議経過)

日 程	内 容
平成19年7月13日(金)	教員養成部会(第49回) 更新制について自由討議
平成19年8月31日(金)	教員養成部会(第50回) WGの設置を決定
平成19年10月3日(水)	教員免許更新制等WG(第1回) 報告案審議
平成19年10月5日(金)	教員養成部会(第51回) WGの経過報告
平成19年11月20日(火)	教員免許更新制等WG(第2回) 関係団体からの意見に係る検討
平成19年11月29日(木)	教員養成部会(第52回) WGの審議状況報告
平成19年12月13日(木)	教員免許更新制等WG(第3回) 報告案とりまとめ
平成19年12月25日(火)	教員養成部会(第53回) 報告とりまとめ

## 第4期中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会委員名簿

敬称略・五十音順

委 員	安彦忠彦	早稲田大学教育学部教授
	梶田叡一	兵庫教育大学長
	郷通子	お茶の水女子大学長
	田村哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長，渋谷幕張中学・高等学校長
	角田元良	聖徳大学人文学部教授
	中村正彦	東京都教育委員会教育長
臨 時 委 員	天笠茂	千葉大学教育学部教授
	石原多賀子	石川県金沢市教育委員会教育長
	門川大作	京都府京都市教育委員会教育長
	草野一紀	東京都新宿区立牛込第二中学校長，全日本中学校長会会長
	甲田充彦	東京都教職員研修センター授業力向上課教授
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館長
	高倉翔	明海大学長
	渡久山長輝	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
	永井順國	政策研究大学院大学客員教授
	野村新	大分大学名誉教授，九州栄養福祉大学教授
	平出彦仁	横浜国立大学名誉教授，中部大学人文学部特任教授
	北條泰雅	学校法人みなと幼稚園理事長
	宮崎英憲	東洋大学文学部教授
	山極隆	玉川大学学術研究所教授
	横須賀薫	宮城教育大学名誉教授，十文字学園女子大学特任教授
	専 門 委 員	太田静夫
狩野浩二		十文字学園女子大学人間生活学部准教授
川崎直哉		上越教育大学副学長
川並弘昭		学校法人東京聖徳学園理事長
巽公一		東京都教職員研修センター研修部長
村田博		鳴門教育大学理事
八尾坂修		九州大学大学院人間環境学研究院教授
山崎準二		東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター教授
鷺山恭彦		東京学芸大学長
渡辺三枝子		筑波大学特任教授

以上31名（      ：部会長、      ：副部会長）

# 教員免許更新制等ワーキンググループの設置について

平成19年8月31日  
教員養成部会決定

## 1. 設置の目的

平成19年6月に「教育職員免許法」が改正されたことにより、平成21年4月から教員免許更新制が実施されることとなった。

このような状況を踏まえ、教員養成部会として、教員免許更新制の円滑な実施等に向けて必要な事項の検討を進める必要があることから、本部会の下に、教員免許更新制の実施に関連した当面の検討事項に係る専門的な調査審議を行うためのワーキンググループを設置する。

## 2. 主な検討事項

教員免許更新制の運用に当たって必要な事項

その他教員免許更新制の実施に関連した教員の資質向上に関する事項

## 3. 設置期間

ワーキンググループは、2.の主な検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

## 4. その他

(1) ワーキンググループにおいて検討結果をとりまとめたときは、教員養成部会に報告するものとする。

(2) 教員養成部会からの求めがあったときは、ワーキンググループの検討の経過を教員養成部会に報告するものとする。

また、ワーキンググループは必要に応じ、その検討の経過を教員養成部会に報告することができる。

**中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会  
教員免許更新制等ワーキンググループ委員名簿**

太田 静夫 静岡県教育委員会事務局静西教育事務所長

狩野 浩二 十文字学園女子大学人間生活学部准教授

川崎 直哉 上越教育大学副学長

巽 公一 東京都教職員研修センター研修部長

角田 元良 聖徳大学人文学部教授

村田 博 鳴門教育大学理事

主査 山極 隆 玉川大学学術研究所教授

(以上7名)

関係団体からの意見提出 対象団体一覧

(各学校種関係団体)

全国連合小学校長会  
全日本中学校長会  
全国高等学校長協会  
全国定時制通信制高等学校長会  
全国特殊学校長会  
全国国公立幼稚園長会  
日本私立小学校連合会  
日本私立中学高等学校連合会  
全日本私立幼稚園連合会

(教育委員会関係団体)

全国都道府県教育長協議会  
全国市町村教育委員会連合会  
指定都市教育委員・教育長協議会  
全国都市教育長協議会  
中核市教育長連絡会  
全国町村教育長会

(教職員関係団体)

日本教職員組合  
全日本教職員連盟  
日本高等学校教職員組合  
全日本教職員組合  
全国教育管理職員団体協議会

(大学関係団体)

社団法人国立大学協会  
日本教育大学協会  
公立大学協会  
全国公立短期大学協会  
日本私立大学団体連合会  
日本私立短期大学協会

(保護者団体)

社団法人日本PTA全国協議会

: 意見提出がなされなかった団体